

**函館市交通安全計画 2021年度～2025年度（素案）に対する
パブリックコメント（意見公募）手続の実施結果について**

案 件 名	函館市交通安全計画 2021年度～2025年度（素案）
募 集 期 間	令和3年（2021年）9月10日（金）～10月11日（月）
担 当 課	市民部交通安全課
意見提出者数	個人2名（意見総数2）

○函館市交通安全計画 2021年度～2025年度（素案）に対する意見の概要と市の考え方

※ 意見の概要については、原文を要約して載せています。

No	意見の概要	市の考え方
1	<p>青空路上駐車違反と無余地場所違反について、本来、車を購入する際、軽自動車を含めて車庫証明を取得しなければ購入できないこととなっている。</p> <p>しかし、現状では青空駐車や無余地場所違反が多く見られ、これらは、交通トラブルの上位にあたり、狭い道路などは冬季間の積雪などにより、一層狭くなり交通妨害になるため、積極的に取り締まりを行っていただきたい。</p> <p>函館の場合、古く狭い道路が多く、無余地場所駐車違反を放置すれば、特に冬季間など、緊急自動車などの侵入妨害が発生することが予想されるため、青空路上駐車違反と無余地場所違反の撲滅のため、広報などによる市民への啓発活動および警察による取り締まりをお願いします。</p>	<p>本計画においては、違法駐車対策について、悪質・危険・迷惑の度合いの高い違反に重点を置き、地域の実態に応じた取り締まりを推進することとしております。</p> <p>また、市民への啓発といたしましては、ホームページや広報紙を活用し、広く周知を図っていくほか、関係機関との連携のもと、様々な啓発活動の実施により、違法駐車防止に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p>
2	<p>これまでの計画と今回の交通安全計画策定の考え方に変更はなく、過去の計画と同じように函館市の現状に沿った計画を作り、持続的に交通安全に取り組むものであると考えるので、これまでどおり「第11次」と記載した方が、わかりやすいのではないかと。</p>	<p>本計画は、第10次計画の期間満了を迎え、5年を計画期間とする新たな計画として策定するものでありますので、いただいたご意見を踏まえ、修正します。</p>

意見等を考慮した結果の修正案	計画の名称を「函館市交通安全計画 2021年度～2025年度（第11次）」に修正します。
お問い合わせ先	<p>函館市市民部交通安全課</p> <p>電話 21-3191 FAX 21-3195</p> <p>E-mail: kotsuanzen@city.hakodate.hokkaido.jp</p>